

保護林保全緊急対策事業（除伐作業）請負

入札公告(保護林保全緊急対策事業請負)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

1 競争入札に付する事業の概要

事業名、事業内容及び履行場所等は次のとおりとする。なお、明示のないものについては、入札物件毎の物件明細書による。

1号物件 事業名：保護林保全緊急対策事業（除伐作業）請負

事業内容：除伐作業 4.57ha

履行場所：沖縄県八重山郡竹富町 南風見国有林 172と1林小班

履行期限：契約締結日の翌日から平成24年2月29日まで

等級区分：D等級

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

(1)予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)平成22・23・24年度全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有していること。

(3)平成22・23・24年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において「九州・沖縄」を選択している者であること。

(4)共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次のすべての要件を満たす者であること。

ア 事業を共同連帯して請け負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。

イ 共同事業体の構成員のすべてが全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有していること。

ウ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。

エ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、上記(2)に定める等級であること。（代表者が認定事業主である場合は、上記(2)のただし書きで読み替え適用する等級であること。）

(5)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示（平成22年1月8日）8(2)に規定する手続をした者を除く。）でないこと。

(6)平成7年4月1日以降に完了した当該事業と同種の事業（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐類、枝打、保育間伐（本数調整伐含む。）及び衛生伐等の造林事業。以下「同種事業」という。）を実施した実績を有すること。

なお、当該事業と同種の事業について、公告日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間に「国有林野事業特別会計の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林野国業第244号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた事業がある場合においては、入札しようとする者の2年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。

(7)当該事業に配置を予定する技術者（現場代理人）にあつては、入札参加者が本公告の前から直接雇用している者であるとともに、上記(6)に掲げる事業に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。

(8)当該事業において、労働安全衛生法に基づき必要とされる伐木等特別教育修了者の資格等を有しているものを配置できること。

(9)競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領につ

いて」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

親会社と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、 については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主、中小企業等協同組合法又は森林組合法等に基づき設立された法人等であって上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) 当該事業の作業方法について、物件明細書及び作業仕様書に定める作業方法により実施することが可能な者であること。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、「申請書及び資料」(以下「申請書等」という。)を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 競争入札参加資格申請時に、上記2(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記2(1)及び(4)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

また、当該確認を受けた者が競争に参加するには、開札の時ににおいて上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていないなければならない。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法等

ア 提出期間 平成23年10月24日から平成23年11月9日までの土曜日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

なお、郵送の場合は期限内必着とする。

イ 場 所 〒900-0033 那覇市久米2-5-7 久米ビル5階

沖縄森林管理署 総務課

電話 050-3160-6260

ウ 提出方法 入札説明書に示す様式により、上記イの場所に代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 資料の内容

ア 全省庁統一資格

全省庁統一資格の資格確認通知書の写し

イ 事業実績

同種事業に係る実績(自己山林を含む事業実績。)

公告日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間において、「国有林野事業特別会計の素材生産及び造林事業成績評定要領の制定について」(平成20年3月31日付け19林野国業第244号林野庁長官通知)による事業成績の評定を受けたことがある場合はその写し

ウ 配置予定の技術者及び従事予定者の資格等

配置予定の技術者及び従事予定者の資格、経歴、同種の事業に係る経歴等(複数の候補者でも可)

エ 共同事業体を結成し入札に参加する場合

共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員、目的等が分かる協定書の写し

なお、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

(5) 上記(3)に規定する期限までに申請書等を提出しない者、又は競争参加資格がないと認められた者は本入札に参加できない。

(6)競争参加資格の有無の決定通知は、平成 23 年 11 月 11 日までに競争参加希望者へ通知するが、何らかの理由で通知できない場合は、競争参加希望者は平成 23 年 11 月 14 日までに提出先に確認をとること。

なお、競争参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(7)上記 (6)の決定通知において、競争参加資格がないと認められた者は、その参加できない理由について、次に従い書面(様式は自由とする。)により説明を求めることができる。

ア 請求期限 :平成 23 年 11 月 22 日 午後 5 時

イ 請求場所 :上記 3 (2)イに同じ。

ウ 請求方法 :書面は代表者又はそれに代わる者が持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

エ 回 答 :平成 23 年 11 月 28 日までに書面により回答する。

4 入札手続等

(1)担当部局

〒900 - 0033 沖縄県那覇市久米 2 - 5 - 7 久米ビル 5 階

沖縄森林管理署 総務課

電話 050 - 3160 - 6260

(2)入札説明書、物件明細書、契約約款及び標準仕様書等の交付期間、場所等

ア 交付期間 :平成 23 年 10 月 24 日から平成 23 年 11 月 22 日までの土曜日日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

イ 場 所 :〒900 - 0033

沖縄森林管理署 総務課

電話 050 - 3160 - 6260

ウ 交付資料は無料である。

エ 交付する資料は、競争参加希望者が持参する電子媒体 (USB メモリー、DVD 又は CD に限る。)により提供を受けることができる。

(3)入札及び開札の日時、場所等

ア 日 時 :平成 23 年 11 月 29 日 午後 2 時開札

(郵送による入札を認める。その場合は書留扱いとし、平成 23 年 11 月 28 日午後 5 時までに必着とする。)

イ 場 所 :沖縄森林管理署 4 階会議室

ウ 入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

なお、郵便による入札による場合は、入札書と一緒に競争参加資格があると確認された旨の通知書を同封すること。

5 その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (2)イに同じ。

(3)入札保証保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除する。

イ 契約保証金は免除する。

(4)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者 (分任支出負担行為担当官等により競争参加資格あることを確認された後に、指名停止を受ける等により、入札時において上記 3 の競争参加資格に掲げる事項を満たさない者を含む。)のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし無効の入札をした者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(5)落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、予定価格が 1 千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されない恐れがあると認めるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う該当契約の履行期間の延期は行わない。

(6)契約書作成の要否

契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

(7)現場説明の日時及び場所

実施しない。

(8)本公告に記載なき事項は入札説明書等による。

以上、公告する。

平成23年10月24日

分任支出負担行為担当官

沖縄森林管理署長 佐藤 隆幸